

川越市中小企業事業資金融資 のご案内

川越市では、市内の中小企業者が事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、融資取扱金融機関及び埼玉県信用保証協会と協力した制度融資を行っています。

川越市中小企業事業資金融資制度一覧

制度名	融資限度額 (万円)	貸付利率 (%)	資金 使途	融資期間 (年)	据置 (月)	第三者 保証人	担保	保証料 (%)
新規創業者支援資金融資	2,000	0.9	運転	10	12	不要	原則 不要	0.80 以内
			設備	10				
特別小口無担保無保証人融資	2,000	1.2	運転	10	6	不要	不要	0.80 以内
			設備	12				
中小企業中口事業資金融資 事業承継枠	5,000	1.4	運転	10	6	原則 不要	必要に 応じ	1.59 以内
		1.2	設備	12	12			
小規模企業者セーフティ融資	500	1.1	運転	5	6	原則 不要	必要に 応じ	0.65 以内
			設備	7				

※上記に記載の貸付利率は、利子補給後の貸付利率です。

※川越市の「利子補給金制度」の概要は、P.3を御確認ください。

川越市中小企業事業資金融資制度のご利用にあたり

- 各融資制度を利用する際には、融資取扱金融機関と融資条件等について事前に相談をしてください。
- 各融資制度は、市が事業主の方に直接融資を行うものではなく、融資取扱金融機関に対し、市が融資の依頼をするものです。
- 市の融資依頼後に、融資取扱金融機関及び埼玉県信用保証協会の審査があるため、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 各融資制度に共通する注意事項については、下記のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

【融資対象者について】

- ・ 中小企業信用保険法に規定する「中小企業者」、「小規模企業者」及び産業競争力強化法に規定する「創業者」が融資の対象者となります。詳細は各融資制度のパンフレットをご覧ください。

【融資の対象外業種について】

一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人等は、中小企業信用保険法に定める「中小企業者」ではないため、信用保証の対象外となります。ただし、医業を主たる事業とする法人の場合は、信用保証の対象となります。

【保証の対象とならない主な業種】

対象外業種	農業	一部対象業種あり
	林業	一部対象業種あり（素材生産業、素材生産サービス業など）
	漁業	一部対象業種あり（真珠養殖業）
	金融・保険業	一部対象業種あり（保険媒介代理業、保険サービス業）
	サービス業のうち右に掲げるもの	集金業、取立業、政治・経済・文化団体、宗教
	性風俗関連特殊営業業種	風営法第2条第6項～第10項に該当する全業種

※風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律

【資金使途について】

融資対象となる資金使途は、事業経営に必要な運転資金及び設備資金となります。

生活資金、住宅資金、投機資金などの事業経営に直接関連のない資金は、融資の対象なりません。

【運転資金】

原材料の購入資金、給与・賃金の支払資金、商品仕入、買掛支払いの手形決済資金など

【設備資金】

設備の新增設、改良・補修等の資金

【融資対象とならない資金使途】

土地取得資金、住宅購入資金、乗用車購入資金、必要な許認可等を受けていない設備資金、公害の発生するおそれのある設備に対する資金、川越市以外に設置する設備資金、融資申込者以外が使用する設備資金、融資申込み時において既着工・設置済・支払済の設備資金、借入金の返済資金、納税に充てる資金、取引先等への転貸資金など

【連帯保証人について】

個人は、原則として不要です。

法人は、原則として代表者以外の連帯保証人は不要です。

【担保について】

「特別小口無担保無保証人融資」及び「新規創業者支援資金融資」は、原則として不要です。

その他の融資については、必要に応じて徴求します。

【市税について】

各融資制度をご利用の際は、市税の納税義務者であって、納期限が到来した市税に未納がないことが要件となります。

右記の市税に未納がないこと	市民税（個人市県民税、法人市民税）
	固定資産税（土地、家屋、償却資産）、都市計画税
	軽自動車税
	国民健康保険税
	市県民税（特別徴収分）・事業所税・特別土地保有税

※「特別小口無担保無保証人融資」は、納期限が到来した市税に未納がなく、かつ、市民税において所得割又は法人税割が課せられていることが要件となります。

一般的に、個人市県民税 5,000 円を超える税額が所得割、法人市民税 50,000 円を超える税額が法人税割です。（個人の均等割 5,000 円、資本金 1,000 万円以下の法人の均等割 50,000 円）

⇒納税証明書に係るお問い合わせは、市役所収税課（049-224-5686）までお願いいたします。

【埼玉県信用保証協会について】

各融資制度は、埼玉県信用保証協会の保証付きの融資となります。

埼玉県信用保証協会が公的な保証人となることで、資金の融通を円滑にすることができます。

※信用保証の対価として信用保証料が必要になります。

※信用保証料については、原則として事業主の方が金融機関から融資を受ける際に、金融機関を通して信用保証協会に支払うこととなります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

埼玉県信用保証協会 川越支店

川越市新宿町 1-17-17（ウエスタ川越公共施設棟 5階）

TEL…049-249-1681（保証課）

埼玉県信用保証協会 本店 企画総務部 経理課

さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 11階

TEL…048-647-4711

【利子補給金制度について】

川越市では、市が融資取扱金融機関に対し利子補給率に応じた利子を補給することで、中小企業者の皆様の利子負担の軽減を図っています。（中小企業者の皆様の事務負担はございません）

※利子補給金の交付期間は、融資実行時の借入期間となります。このため、条件変更等による期日の延長の場合や、廃業、市外移転、手形交換取引所の取引停止処分、代位弁済等の事由等に該当した場合は、利子の補給を終了いたします。

※利子補給率については、各融資制度のパンフレットをご確認ください。

【保証料補助について】

川越市では、事業主の方が埼玉県信用保証協会へ支払った信用保証料に対し保証料補助を行っています。

補助率 40%（限度額 50万円）

※保証料を分割して支払った場合は、初回に支払った保証料額の 50%（限度額 30万円）

融資実行後、所定の用紙に必要事項を記入の上、産業振興課までご提出ください。

※繰上償還等により埼玉県信用保証協会から信用保証料が返戻された場合、市が補助した割合に応じて、信用保証料補助金を市に返還していただきます（信用保証料返戻届出書（指定様式）の提出が必要となります）。返還金が発生した場合は、市から送付される納入通知書により納付していただきます。

【融資の申込みから実行までの流れ】



各融資制度のお申込み前に、必ず融資取扱金融機関と融資条件等について事前相談をしてください。

※融資取扱金融機関については、制度別のパンフレットでご確認ください。

融資申込書と必要書類一式を産業振興課にご提出ください。

※提出書類に不備がある場合は受付できませんので、あらかじめご了承ください。

必要に応じて、市職員が実態調査をさせていただきます。

※川越市の融資制度を初めてご利用になる場合は、実地調査をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

融資依頼に係る書類審査を行います。(おおむね2日程度)

審査後は、提出書類一式をご返却します。

※ご返却の際は受領印をいただきますので、ご印鑑をお持ちください。

返却した書類一式を融資取扱金融機関に提出し、書類審査を受けてください。

※融資取扱金融機関から追加書類の提出等が求められた場合は、各金融機関の指示に従ってください。

埼玉県信用保証協会の書類審査を受けてください。

※埼玉県信用保証協会から追加書類の提出等が求められた場合は、保証協会の指示に従ってください。

埼玉県信用保証協会の保証承諾後、融資実行となります。

お問い合わせ・お申し込み先

川越市 産業観光部 産業振興課（市本庁舎5階）

川越市元町1丁目3番地1

☎ 049-224-5934（直通）

■パンフレット及び申込書類一式は、上記の担当課にて配布しています。

また、川越市公式ホームページからもダウンロードできます。

川越市 中小企業 融資 検索

